しくは極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは軽減されると予測されている。主な保全措置として、ニホンザリガニについては、一部の生息地が消失することから専門家の指導助言を受け、必要に応じて移設等の保全措置を講ずることとしている。エゾハリスゲ及びサクラソウについては、生育環境に影響を及ぼすおそれがあることから専門家の指導助言を受け、必要に応じて移植の保全措置を講ずることとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が8箇所存在するが、このうち3箇所については既に発掘調査が完了しており、適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る5箇所についても北海道教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本件事業は、日高地域と道央地域とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークの形成を主な目的として、道路構造令による第1種第3級の規格に基づく2車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、山側ルート案、海側ルート案及び中間ルート案（以下「申請案」という。）の3案による検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、取得必要面積及び移転対象物件数は中位であるが、土工バランスが最も良く施工性に優れていること、事業費が最も低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、日高地域と道央地域を結ぶ広域的な高速交通ネットワークを整備することにより物流の効率化等が図られるとともに、現道は、線形不良区間が存在するほか、自然災害による通行止めが行われるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる北海道日高総合開発期成会等から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　北海道沙流郡日高町役場及び同道新冠郡新冠町役場

○防衛省告示第百七十八号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年九月十一日　防衛大臣　小野寺五典

期間　平成二十九年九月二十一日から同年十一月二十二日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日、同年十月九日及び同年十一月三日を除く。

区域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(コ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(コ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三一度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒

(イ)　北緯三一度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(ウ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三一度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(オ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(カ)　北緯三一度〇四分一三秒　東経一三三度〇七分五一秒

(キ)　北緯三一度二五分一三秒　東経一三三度〇七分五一秒

(ク)　北緯三一度三〇分四三秒　東経一三三度〇九分二一秒

(ケ)　北緯三一度〇〇分一三秒　東経一三三度三四分五一秒

(コ)　北緯三一度〇三分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

その他

一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百七十九号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年九月十一日　防衛大臣　小野寺五典

期間　平成二十九年九月二十一日から同年十一月二十二日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日、同年十月九日及び同年十一月三日を除く。

区域　五島列島南方海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(イ)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(エ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

その他

一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年九月十一日　防衛大臣　小野寺五典

期間　平成二十九年九月二十一日から同年十一月二十二日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日、同年十月九日及び同年十一月三日を除く。

区域　北九州沖海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四メートルまでの間

(ア)　北緯三四度五一分一一秒　東経一三〇度五二分〇一秒

(イ)　北緯三四度四三分三一秒　東経一三〇度三五分〇六秒

(ウ)　北緯三四度三一分〇一秒　東経一三〇度二九分〇一秒

(エ)　北緯三四度一六分五七秒　東経一三〇度一二分三七秒